

定額減税しきれないと見込まれる人への給付金(調整給付)

臨時特別給付金事業実施本部 ☎ 47-4007

給付対象

令和6年1月1日時点で田原本町の住民基本台帳に登録があり、所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれないと見込まれる人

※納税義務者本人の合計所得金額が1805万円を超える人は対象外です。

※世帯単位ではなく、納税義務者(個人)への支給となります。

給付について

対象と思われる人には確認書などを送付します。確認書に必要な事項を記入して、添付書類とともに提出してください。

▶確認書提出先…〒636-0392 / 田原本町 890-1 / 臨時特別給付金事業実施本部

▶申請期限…9月30日(月)必着

注意

振込通知は送付しません。通帳の記帳にてご確認ください。



給付金の詳細は
こちらから

調整給付額の算出方法

下記①～③の流れで算出します。

①所得税分控除不足額を算出

定額減税可能額
3万円×(本人+扶養親族数)

－

令和6年分
推計所得税額
(減税前)

②個人住民税分控除不足額を算出

定額減税可能額
1万円×(本人+扶養親族)

－

令和6年度分
個人住民税額
(減税前)

③調整給付額を算出

①所得税分
控除不足額

＋

②個人住民税分
控除不足額

●①と②を合計し、1万円単位で切り上げ

対象者には別途通知が送付されます。

「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に注意！

自宅や職場に県や町役場の職員をかたる不審な電話などがあった場合は、役場や最寄りの警察署か警察相談専用電話(☎9110)にご連絡を。

清掃センターからのお知らせ

清掃センター(環境管理課) ☎ 33-5003

7月15日(月・祝)は
もえるごみの収集を行います

収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。



●この日は清掃センターへごみを持ち込めます。

時間…午前9時～正午

料金…10kgにつき50円(家庭ごみ)

※平日とは受付終了時間が異なりますので、ご注意ください。

※受付時間に遅れないように、余裕を持ってお越しください。

※本人確認書類の提示が必要です。

※10kg未満は10kgとみなします。

※持ち込みの場合、袋の指定はありません。

※指定ごみ袋を使用している場合や、出し方によって分別された資源ごみの持ち込みは無料です。

※正しく分別されていないごみは持ち帰っていただきます。

臨時特別給付金事業実施本部 ☎ 47-4007

国民年金保険料の納付が困難な人は申請を

桜井年金事務所 ☎ 42-0033
町総合窓口課 ☎ 34-2087

年金保険料免除・納付猶予制度があります

国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により納付が免除・猶予される制度があります。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があるためお早めに手続きしてください。

また、失業した人は退職を考慮して免除区分が審査される特例もあります。

7月から受付開始

令和6年7月～令和7年6月分の年金保険料免除・納付猶予制度

※年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例は、申請時点から2年1ヵ月前までさかのぼって申請が可能です。

※学生は学生納付特例制度をご利用ください。

マイナポータルから 国民年金手続の電子申請ができます

マイナポータルを利用して、国民年金への加入（資格取得・種別変更）の届出、国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請などの電子申請ができます。

なお、マイナポータルの利用には、マイナンバーカードが必要です。詳しい手続きについては、日本年金機構ホームページをご覧ください。

メリット

- 24時間365日申請ができます
- スマートフォンから申請できます
- 処理状況や審査結果を確認できます



日本年金機構
個人の方の電子申請
(国民年金)



免除制度などの一覧

年金保険料免除制度

所得に応じた免除制度があります。

審査要件

申請者本人の所得などが定められた基準以下であること。

納付猶予制度

50歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

審査要件

申請者本人の所得などが定められた基準以下であること。

学生納付特例制度

審査要件

申請者本人が学生であり、前年の所得などが定められた基準以下であること。

対象となる学校

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校など。

産前産後期間の免除制度があります。



後期高齢者医療制度

被保険者証を7月下旬に送付します

後期高齢者医療広域連合 ☎ 29-8430

保険医療課福祉・高齢医療係 ☎ 34-2095 / ☎ 34-2096

7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。

被保険者証は簡易書留で7月下旬に送付

受取時には、受領印が必要です。不在の場合は「郵便物等お預かりのお知らせ」が配達されますので、お知らせに記載されている方法でお受け取りください。

有効期限を過ぎた被保険者証は…

8月1日以降、保険医療課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

保険料の納期内納付にご協力を

7月に納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収または普通徴収で納めます。年度途中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。

納付書で納める場合は便利で納め忘れのない口座振替がお勧めです。

■ 令和6・7年度の保険料率

▶均等割額…5万1500円 ▶所得割率…10.55%

※基礎控除後の所得が58万円以下の人は10.06%

■ 保険料賦課限度額

▶改定後…一人当たり上限73万円

※令和6年度中に75歳になる人は上限80万円



新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は、令和7年7月31日です。



後期高齢者医療制度の詳細はこちらから

こども食堂たわらもと

主催：日赤子ども食堂応援団

町内の子どもの居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています（参加無料）。今回は歯科衛生士による「歯のおはなし・お口の健康相談」を合わせて実施します。

日時 8月24日(土)

正午～午後1時30分



場所 青垣生涯学習センター2階
調理室

対象 幼稚園児と小学生（幼稚園児と田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要）

定員 約30人

問・申込 8月5日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル(☎35-3835)へ。詳細はQRコードを読み取ってください。

※メニューは未定です（アレルギーの対応はしません）。

小学生～高校生世代の医療費助成制度が変わります

保険医療課福祉・高齢医療係
☎ 34-2096 / ☎ 34-2095

令和6年8月受診分から、現物給付制度が、新たに小学生～高校生世代の人に適用されます。新たに現物給付制度の対象となる人へ、7月下旬に新たな受給資格証（水色）を送付します。現在お持ちの受給資格証（黄色または白色）は、保険医療課に返却いただくか、ご自宅で処分をお願いします。

対象 子ども医療費助成・心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者のうち、18歳に到達年度の最初の3月31日までの人

現物給付制度とは

県内医療機関の受診時に福祉医療費受給資格証を提示すると、支払いが一部負担金までとなる制度です。



受給者
(小学生～高校生世代)

一部負担金

- ▶ 外来・14日未満の入院…500円
- ▶ 14日以上入院…1000円
- ▶ 調剤薬局…0円

受給資格証を提示し
一部負担金を支払い



医療機関

スケートボードスクール(第2期)

中央体育館（生涯教育課スポーツ振興係） ☎ 33-5882

初心者から安全にスケートボードをスタートするためのスクールです。県ローラースポーツ連盟の担当者が講師を務め、スケートボードに乗るバランス感覚や体の動かし方を覚えられます。親子でも参加できます。
※道具のレンタルもしています。

場所 スケートボードパーク

対象年齢 4歳～大人まで

定員 各10人（先着順）

申込期間 7月27日(土)～8月4日(日)
午前9時～午後5時

申込方法 中央体育館窓口で申込。

※電話・FAXでの申込はできません。

注意

※毎週同じ曜日・時間に参加してください。

※悪天候や主催者の都合により中止になる場合があります。

※開始時刻に遅れた場合、講習を受けられません。

スケートボードスクール日程

開催曜日	スクール番号	時間	日程（令和6年）
土曜日	①	午前9時～10時	9月7・14・21・28日
	②	午後1時～2時	10月5・19・26日
	③	午後4時～5時	11月9・16日
日曜日	④	午前9時～10時	9月8・15・22・29日
	⑤	午後1時～2時	10月6・20・27日
	⑥	午後4時～5時	11月10・17日

受講料

● 町内在住者	2000円
● 大和まほろば広域定住自立圏内市町村在住者（※）	
上記以外の人	3000円

（※）天理市・川西町・三宅町・山添村在住者